

平成20年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成20年9月25日(木曜日)

議事日程第6号

平成20年9月25日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第142号
- 日程第4 議案第147号、議案第151号、議案第154号から同第158号まで、議案第160号、議案第166号及び同第167号
- 日程第5 議案第148号から同第150号まで、議案第152号、議案第153号、議案第162号、議案第168号及び同第169号並びに陳情第6号
- 日程第6 議案第143号から同第146号まで、議案第159号、議案第164号及び同第165号、陳情第10号、発議第9号及び同第10号
- 日程第7 議案第163号
- 日程第8 議案第161号
- 日程第9 発議第11号及び同第12号
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第142号
- 日程第4 議案第147号、議案第151号、議案第154号から同第158号まで、議案第160号、議案第166号及び同第167号
- 日程第5 議案第148号から同第150号まで、議案第152号、議案第153号、議案第162号、議案第168号及び同第169号並びに陳情第6号
- 日程第6 議案第143号から同第146号まで、議案第159号、議案第164号及び同第165号、陳情第10号、発議第9号及び同第10号
- 日程第7 議案第163号
- 日程第8 議案第161号
- 日程第9 発議第11号及び同第12号
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	五十嵐	健一郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	山田	悟君	23番	池亀	宇太郎君
24番	大矢	弘君	25番	松尾	徹郎君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	本間	政一君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務課長	田村	邦夫君	総務企画部次長	織田	義夫君
能生事務所長	池亀	郁雄君	企画財政課長	七沢	正明君
市民課長	金平	美鈴君	青海事務所長	小掠	裕樹君
市民生活部次長	小林	忠君	福祉事務所長	田鹿	茂樹君
健康増進課長	早水	隆君	商工観光課長	山崎	利行君
農林水産課長	岡田	正雄君	建設産業部次長	細井	建治君
新幹線推進課長	吉岡	隆行君	建設課長	小松	敏彦君
消防長	山岸	洋一君	ガス水道局長	渡辺	千一君
教育委員会教育次長			教育長		
教育総務課長			教育委員会学校教育課長		

教育委員会生涯学習課長  
中央公民館長兼務  
市民図書館長兼務  
勤労青少年ホーム館長兼務

渡辺 辰夫 君

教育委員会文化振興課長  
歴史民俗資料館長兼務  
長者ヶ原考古館長兼務

山崎 弘易 君

監査委員事務局長 結城 一也 君

#### 事務局出席職員

局長 神喰 重信 君  
主任主事 仲谷 充史 君

副参事 猪又 功 君

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、11番、保坂良一議員、29番、新保峰孝議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

本日9時30分より、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、本日提案されます議案第161号、財産の取得についてにつきましては、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、建設産業常任委員長から休会中の所管事項調査について報告

をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員発議としまして、発議第9号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、発議第10号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、発議第11号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書、及び発議第12号、道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書の4件が、所定の手続を経て提出されております。

これを本日の本会議の日程事項とし委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

## 日程第2．所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、建設産業常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

おはようございます。

今会期中の9月12日に建設産業常任委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、浦本地区公共下水道工事に伴う高速道路の無料化要望について、西海簡易水道の水

源水量減少の対応について、早川簡易水道の事業推進について、姫川産業団地内の新青海ライン分岐バルブ設置要望についての4点でございます。

1番目の浦本地区公共下水道工事に伴う高速道路の無料化要望については、平成20年3月の予算審査特別委員会の集約事項となっていたが、この無料化要望については7月30日に正式要望までの間、平成19年度より計3回の事前協議が行われており、いずれも法的根拠により実施が困難であると見解が示された。

7月30日に東日本高速道路株式会社新潟支社長、さらに翌週の8月4日には、国土交通省道路局有料道路課長と高鳥衆議院議員に要望活動を行ったが、8月11日に東日本高速道路株式会社より正式回答が届き、高速道路の無料化には対応できないことになった。

まことに遺憾な結果であるが、今後は従来からの交通渋滞対策の強化を図るとともに、市民の皆様、各企業の皆様、通過車両等への周知徹底と、きめ細かな情報の提供を行ってまいりたいとの説明がありました。

2番目としては、西海簡易水道の水源水量減少の対応について。

8月8日に接合井の点検をしたところ、水位の低下が確認されたことから水源調査、漏水調査を行った結果、梅雨明けから降水量が少なかったことにより、湧水水源の水量が減少したこと、それから盆前という高需要期に、生活用水としての水使用が増加したことが原因として判明した。

8月12日に、全戸に節水を呼びかけるチラシを配布したほか、広報無線により節水のお願いをさせていただいた。

また、2つある水源の水量と、3つの配水池の水位と配水水量を確認するとともに、各配水池間の流量調節を行って給水に支障が生じないように対応してきたが、週末から断続的な降水により、8月19日には、もとどおりの水源水量に回復していることを確認している。

今後の対応について、十分な水量が確保されていることから、天候の状況に配慮しながら、9月中旬ごろには節水の協力要請を解除してまいりたいと考えている。

また、地球温暖化傾向により、西海簡易水道事業の基本ともなっている湧水水源水量は安定性に懸念があることから、今後は上水道との統合も含め、安定給水のための施策を至急検討してまいりたいとの説明がありました。

質疑における事項についてご報告いたします。

現在、水源地は何トンぐらいになっているのか、計画水量はどれぐらいかとの問いに対し、通常水量について、毎時7トン以上の水が来ている。第2水源については、通常毎時5トン以上の水が来ている。計画水量については、第1水源が日量167トン、第2水源は日量131.2トンあれば、給水人口に対する量としては十分であるとの答弁。

また、来年以降、こういう現象が起きた場合、何か考えているのかとの問いに、今回のこういう現象については温暖化傾向で懸念があるが、頻繁に発生したというわけではない。根本的な対策としては、上水と結ぶという方法が大事であるが、市営簡易水道の整備事業はたくさんやっており、すぐ上水と統合というのは、果たしてできるかどうかという問題もあるので、地元も含めて慎重に、この辺のところを検討してまいりたいとの答弁がありました。

3番目として、早川簡易水道の事業推進について。

県道部分の施工の大半が事前協議によって、帝国石油新青海ラインの輸送導管工事の同時施工と

なり、土木工事費の大半が帝国石油の負担となったことなどの理由により、大幅な残額を生じたため、最終年度である来年度に整備を予定していた西塚、栗尾地区を、地元の皆様の同意を得る中で追加実施したい。

追加工事の内訳は、配水管約 8,000メートル、16基の消火栓、82戸の給水管、1基の減圧水槽で、工事費 9,500万円で3月下旬に給水開始してまいりたいとの説明がありました。

4番目の姫川産業団地内の新青海ライン分岐バルブ設置要望について。

新青海ラインが姫川産業団地の中を通るという情報から、今後の企業誘致に有利となる補助バルブをつけてほしいということから、平成20年2月27日に帝国石油株式会社へ要望書を提出した。

これに対し、4月8日に帝国石油株式会社より、当市の要望に対し市のガス供給区域内であるため、現状では取りつけはご勘弁いただきたい。口頭では、今後大きな需要家があった場合には、相談に応じるというような回答があった。

燃料転換が進んでいる中で、大口需要家から相談があった場合のことを考慮し、9月5日に帝国石油株式会社へ追加の要望書を提出した。企業誘致、産業振興という立場から、これらの要望を出したものであるとの説明がありました。

要望に対して回答に明るさはないのか。また、要望書はどの部署に出したのかとの問いに対し、回答については、相談に応ずるという前回よりは若干進んだ文言が入ってくるのではないかと考えているが、まだ回答をいただけていないので、そこまでは申し上げる段階ではない。

要望書の提出先は上越の工事事務所であるが、本社から回答を出すよう内部で調整中だとのことを、お聞きしているとの答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第142号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第142号、平成19年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と

いたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

本定例会初日に総務財政常任委員会に分割付託となりました議案第142号、平成19年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分につきましては、去る9月18日及び19日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

総務課関係では、職員人件費の総額は、臨時職員の賃金なども含め約50億円であるが、前年と比較してどうかとの質問に対して、人件費総額ではふえている形になっているが、その中で退職手当が大幅に増えていることから、退職手当との差額約7,000万円が削減されているとの答弁がありました。

企画財政課関係では、経常収支比率と公債費との関係について聞きたいとの問いに、経常収支比率については退職者が多かったことと、地方交付税等経常一般財源の減が比率の上がった理由である。公債費については、単純な構成比率だけでは一概に判断できない一面を持っている。合併特例債や過疎債を有効に活用できる市町村は、多少公債費の比率が高くても交付税措置がある。実質公債費比率を1つの目安として慎重に健全財政を確保しながら推移を見て、最終的に起債をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

他の委員から、普通会計による市民1人当たりの地方債残高は72万4,000円であるが、特別会計も含めると122万4,000円となる。1人当たりの地方債残高に特別会計も含めるべきではないかとの質問には、特別会計での借金は、その会計で返すという考えであるため、全国の市町村と比較するには、普通会計ベースの比較となる場合が多い。そこで財政健全化法では、実質公債費比率や将来負担比率の中に特別会計も含めた中で、一般会計の負担すべき額が入り、全体が見られるような指標が出てきたものにとらえているとの答弁がありました。

消防本部関係では、交通事故や水難事故などで警察車両やパトカーが現場に早く着く場合が多い。それらの車両にAEDを常備できるように働きかけはできないかとの意見提言に対し、警察と消防とで定期的に意見交換する場があるので、この提言について現実されるように働きかけて行きたいとの答弁がありました。

現在、女性消防団員は何名か、消防団被服費の中に女性消防団員のものも含まれているのかとの問いには、女性消防団員は糸魚川地域で15人、能生地域で9人の合計24人である。貸与品については、男性消防団員と同様であるとのことでした。

高規格救急車が4台になるが、救急救命士が輪番制に対応できているかとの質問には、救急救命

士は現在13名いるが、早川分遣所の1隊だけが空白になっている。今後、さらに増員して空白を埋めていくとの答弁がありました。

救急救命士が医師と連携して、気管挿管や薬剤、強心剤を投与できるなど、かなりの医療行為ができるようになってきている。人数が足りないため空白もあるので財政的なこともあるが、お金がないと言わず、市民の安心・安全のため、ぜひ救急救命士の増員をお願いしたいとの要望に対し、昔の救急は患者を運ぶだけであったが、今は医療と連携する中でメディカルコントロールが進んでいる。医療機関が遠いところにある当系魚川市にとって、消防の救急が担う役割は他の地域より大きいものと認識している。今以上に医療との連携を密にする中で、救急隊員だけでなく消防隊員全員が、研修や訓練を進めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました議案第142号、平成19年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分については、去る9月11日と12日に審査を行い終了しておりますので、その経過と結果について報告します。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工観光課関係では、2款1項10目、運輸費で、新潟県並行在来線対策協議会負担金105万円を支出しているが、成果品がもの足りないと感じる。トータル的にどの程度機能していたのかとの問いに対し、関係3市で負担割合に応じて負担金を出しているが、確かに今の段階で、成果品というものは、あり方懇談会関係の報告ぐらいという形になっている。現実には、それを含めて並行在来線協議会でデータをとって、さらに開業準備協議会につなげていくものであるという答弁がありました。

7款1項3目、観光費、健康づくり大学実践講座について、課題は何かとの問いに対し、平成19年度に初めて実践講座を取り組んだが、観光誘客として都会の方を呼ぶのは、難しいというのが課題として挙がっている。観光誘客につなげたいという考え方から、東京系魚川会、さらには奴奈川ネットワークの方たちにもご案内を今回は差し上げている。ことしは募集人員60名のうち、55名ぐらいの参加になるとの答弁がありました。

このほかにも質疑が行われておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

失礼しました。「並行在来線対策協議会」と言うべきところを「並行在来線協議会」と申しましたので、「並行在来線対策協議会」と訂正させていただきます。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第142号、平成19年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当文教民生常任委員会に付託されました関係部分について、去る9月16日と17日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおりで、起立採決による原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

市民課関係では、田海ケ池トンボを守る会活動事業補助金について、かなり前から同じ金額であるが現状分析しているのかとの問いに、平成19年度については池の草刈り、看板設置、啓発活動などである。田海ケ池はトンボの種類も豊富と聞いているが、今後、現状把握を行うとの答弁。

委員からは、ブラックバスが生息しており、ブラックバスの卵を退治する方法など貴重なトンボ、自然を残すための取り組みをしてもらいたいとの意見がなされております。

健康増進課関係では、地域医療緊急対策事業補助金2,300万円、すなわち旧姫川病院への補助金に対する用途についての質問に、医療生協から何らかの支援がなければ倒産する可能性が高いという話を受けて、経営移譲も視野に入れ医療を継続するための補助金として5月に支出した。

市としては医薬品の購入、看護師等の人件費ということで、純粋に医療にかかる部分に対して補助を行ったが、医療生協からの実績報告は、医療を継続するために市の支出要件にあったものに対して支出したという内容であったが、具体的な中身のチェック、2,300万円の細かな内訳については、破産という混乱の中で確認はできなかったとの答弁。

また、2,300万円の用途について、行政として確認をしておかなければならないことではないかとの質問には、医療生協には再三申し入れをしたが、結果として、破産という混乱の中で、数字はもらえなかったとの答弁がありました。

このほかにも質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第142号、平成19年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。一般会計決算額は、歳入で約287億円、対前年比5.6%の減、歳出で約275億円、対前年比3.4%の減であります。

歳出では、土木費が17.5%、公債費15.8%、総務費14.5%、民生費14.0%、教育費11.5%の順になっております。歳出で総務費が約5億5,000万円ふえておりますが、主な要因は、まちづくり基金積立金の3億円であります。減っているのは教育費で約10億7,000万円、土木費で約6,800万円であります。今回の決算においても土木費が一番多く、借金返済がそれに続いている構図は変わっておりません。

1市2町が合併してから3年半経過しております。この間の決算規模の推移を見ますと、平成16年度は年度末に合併となったわけではありますが、歳入が331億7,000万円、歳出が314億2,000万円でした。平成19年度決算と比べてみると歳入で45億円の減、歳出で40億円の減となっております。年度末の起債残高は357億円で、約22億円の減であります。

合併時の財政推計では、今後も財政規模が縮小していくことが予想されております。高齢者の割合が多くなってきておりますが、ここ数年、高齢者の負担が急激に大きくなっております。新自由主義に基づく構造改革で、強い者がますます強く、富める者がますます富む社会へと進んでいく中で、市民の暮らしがますます大変になってきております。これまでの系魚川市の予算編成の特徴である土木費が一番多く、民生費が少ない編成の仕方を改め、住民の福祉の増進を図り、暮らし応援の姿勢に切りかえていくことが求められていると考えるものであります。

4款、衛生費では、須沢の健康づくりセンター整備事業として4億7,000円万円が計上されておりましたが、姫川病院倒産による循環器系医療確保のため、施設建設が延期されたことにより、設計業務委託料1,500万円だけとなっております。約12億円の概算事業費を見込んでいたものでありますが、現施設は1975年に建設されたもので約32年経過した施設であり、耐震補強すればまだ使える施設であります。あわせて健康づくりのため1カ所に大きな施設をつくっても、あまり効果はないと考えるものであります。

う蝕予防事業については論争中のものであり、このようなものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいうちに歯みがきの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことと考えます。

地域医療緊急対策事業補助金2,300万円ですが、市と病院側との話し合いが少なからず持たれてきたはずであります。経過を見る中では時間的に見ても、地域医療を維持するために有効に活用されたとは言いがたいものであります。

7款、商工費であります。スカイパーク振興事業では、平成18年度よりシーサイドバレーとともに指定管理者制度による管理運営が行われているところであります。指定管理料はシャルマン火打スキー場、シーサイドバレースキー場とも6,100万円、両スキー場で1億2,200万円となっており、前年度より3,500万円の増であります。両スキー場の指定管理料の均衡を図るとするのは、同じにさえすればよいというものではありません。温暖化が進む中で今後を見据えて、

市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、それに沿ってスカイパーク振興事業、スキー場に対する抜本的対策を講じていくべきと考えます。明確な市の持ち出しの限度がありません。

10款、教育費では、小中学校の全国一斉学力テストであります。日本の子供の置かれている環境は、今でさえ過度の競争によるストレスの中にあると指摘されている中で、それをさらに激化させるものであります。学力を向上させるためには、先進国並みの20人から25人学級を実現させること。教師の増員による目配りのきく学級にすることです。公立第一主義の現代社会のひずみが、学校にさまざまな形で影響を及ぼしております。競争を激化させても学力が上がらないのは、これまでの経過を見ても明らかであります。教育予算をふやし、真剣に次の世代を担う子供たちを育てることを考えるべきであります。

中学生海外派遣事業、オーストラリアに45名派遣の2分の1補助等、総額860万円ですが、家庭の経済力によって参加が制約されるようなやり方は、改めるべきと考えます。義務教育の段階での取り組みとしては、ふさわしいとは思いません。別の取り組みを検討すべきではないかと思えます。

以上、反対討論といたします。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。

議案第142号、平成19年度一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

まず、19年6月、医療生協姫川病院の自己破産による閉院は、合併3年目の糸魚川市全体を大きく揺るがす重大な出来事でありました。これにより、地域医療体制に大きな影響を及ぼした1年であったことは言うまでもありません。

4款、衛生費、地域医療緊急対策事業補助金の歳出2,300万円は、姫川病院へ5月末に補助金として支払われておりますが、その後の用途の確認も図られておりません。20年前の姫川病院の開設には市も積極的で、議会においても特別委員会を設置したと聞いておりますが、今回、閉院となると市のかかわり方も希薄で、厳しい財政状況と言われる中での、きめ細かな配慮がなされております。多くの市民が同院の突然の自己破産により、どのような立場に置かれているかを医療体制の面からだけでなく、チェックしなければならない1年でもありました。

次に、う蝕予防のフッ素関連事業についてであります。19年度予算討論でも述べておりますが、フッ素は化学薬品ですから、集団の中でその溶液を子供たちの口に含ませることが、虫歯予防としてよい行為かどうかインフォームドコンセントなど、決算時においてもその改善が見えておりません。WHO（世界保健機構）1994年のテクニカルレポート846で、6歳未満の子供にフッ素は禁忌であることが示されておりますので、幼少期から安易に薬物に頼る虫歯予防は避けるべきで、米田市政が目指す健康づくりの理念と、大きくかけ離れている事業であります。虫歯はフッ

素に依存せずとも予防できることを広く進めるべきであります。

次に、妊産婦健康診査委託料については、全国的にも高く評価できる事業であります。子育ては生まれてからも続くことであり、市長は今定例会一般質問初日で、1つのところをとらえるのではなく、全体をと答弁しております。合併後の広域な当市において児童館は1カ所、子育て支援センターは2カ所、放課後児童クラブは5カ所と十分な状況ではありません。今後、この現状を認識して、少子化対策事業へもつなげてほしいと切に願うものであります。

次に、10款、教育費における中学生海外派遣事業についてであります。21世紀を担う子供たちが豊かな国際感覚と国際理解を身につけることは大切なことですが、機会均等の義務教育の中で特定の生徒を選別し、実施すべきことではなく、人材育成基金からの繰入金も問題でもあります。公教育の中でその目的を果たそうとするならALTを増員するなど、すべての子供たちに確かな教育を進め、市の重点政策の「明日を担う人づくり」へ展開すべきであります。

最後に、行政改革について、その火を消すことなく、職員みずから立ち上がって1円たりともむだにしない精神で、各事務所との連携は言うまでもなく、庁内部・課との連携を綿密にした市民サービスを最大の仕事として全力を注いでほしいものと願っております。

以上をもちまして、私は議会本来の機能である批判と監視の観点から、平成19年度一般会計決算を反対いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第142号、平成19年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4．議案第147号、議案第151号、議案第154号から同第158号まで、  
議案第160号、議案第166号及び同第167号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第147号、議案第151号、議案第154号から同第158号まで、議案第160号、議案第166号及び同第167号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託となりました案件は、議案第147号、同第151号、同第154号から同第158号まで、同第160号、同第166号、同第167号及び陳情第11号の11件であります。

審査は去る9月18日及び19日に終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定及び可決、陳情第11号につきましては、継続審査であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第147号、平成19年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、基金を取り崩して補てんしていくという考えが示されていたが、基金を食いつぶした後の収入不足については、一般会計からの繰り入れでやっていくとの考えかとの質問に対し、権現荘は能生地域での観光の拠点であり、地域活性化の重要な施設であるので、それらに基づきこれまで運営してきた。その中で基金を設けて努力してきたわけだが、経済状況の悪化など、いろいろな形で基金を食いつぶしながら今までできたというのが現状である。近年の状況を見ると、一般会計からの繰り入れは出てくるものと感じているとの答弁でした。

時間外勤務手当が700万円となっているが、職員の勤務体制はどうなっているかとの質問に対し、フロントは早番、普通番、遅番の3交代である。仲居さんについても同様で、フロントに準じた形で対応している。厨房については早番と中番という形で、主に朝食対応と、昼食、夕食対応という形で2交代制で勤務している。

19年度については、支配人と係長、仲居のベテラン職員2名がかわったという特殊な事情や、経営が厳しく施設管理、企画部門、サービス、料理のあり方などを検討していたことから、時間外勤務手当が大幅に増えたとの答弁がありました。

権現荘は観光施設として経営を図れるが、温泉センターは市民向けの福利厚生施設としての位置づけがあり、努力しても採算が取れない施設である。内容の違う権現荘と温泉センターを、同一の特別会計で運営すること自体不自然であり、採算が取れないことが明確である。権現荘を特別会計として残し、温泉センターを一般会計に含めるなど、分ける必要があるのではないかとの意見がありました。

議案第158号、系魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定については、ふるさと納税についてのPR方法はとの問いに対し、ホームページを作成している。また、パンフレットを作成し、市出身者会を通じて、ダイレクトメールで配布しているとのことでした。

将来につなげるために、高校の卒業式等にもパンフレットを配布することを考えてみてはどうかとの問いには、同級会や諸会合で話をするなど口コミが一番効果があるように思う。高校生などについては、今後考えていきたいと思うとの答弁でした。

議案第166号、平成20年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)については、委員より、前年度末の基金残高が1,474万円、今回の補正で基金を取り崩すと残が123万円となる。宿泊費等の値上げをしてから現在までの期間は短い、宿泊者数の対前年度比較、及び基金の見通しはとの質問に対し、本館の宿泊者数は、8月までで対前年比3.8%減の96.2%。使用料については、料金を見直したことにより0.7%減の99.3%であった。基金の取り崩し理由は、主に灯油の大幅な高騰によるもので、灯油の縮減策と単価等の動向を見ながら、基金取り崩しの圧縮をしていきたいとの答弁がありました。

このほかにも多くの活発な質疑、意見はありましたが特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第147号、平成19年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第151号、平成19年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第154号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第155号、糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例及び糸魚川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第156号、公益法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例及び糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第157号、糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第158号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第160号、糸魚川市土地開発公社定款の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第166号、平成20年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第167号、平成20年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第148号から同第150号まで、議案第152号、議案第153号、議案第162号、議案第168号及び同第169号並びに陳情第6号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第148号から同第150号まで、議案第152号、議案第153号、議案第162号、議案第168号及び同第169号並びに陳情第6号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第148号から同第150号まで、議案第152号、議案第153号、議案第162号、議案第168号及び同第169号並びに陳情第6号の議案8件、陳情1件であります。

去る9月11日と12日に審査を行い終了しておりますので、その経過と結果について報告します。

結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案8件については原案可決及び認定、陳情第6号については起立採決の結果、不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第148号、平成19年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、みいちゃん通りの雨水幹線を暗渠化にして駐車場的なものになっているが、みいちゃん通りはTMO構想で重要な中心市街地の幹線道路として、賑わい創設の柱としたいということになっている。今後のまちづくりの協議状況はどうかの問いに、継続事業という形で21年度までの計画であり、みいちゃん通り一帯を整備するまちづくり交付金を活用しながら整備しているところであり、当然のことながらも地元をはじめとして、いろんな協議の場を設けさせていただいている状況であると

の答弁がありました。

議案第149号、平成19年度系魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、浄化槽の普及率アップに向けて、今回、各課長が各集落に出向いた訪問懇談会においてお願いはしたのかとの問いに、積極的に説明する時間はなかったが、基本的には公共下水道を含む下水道会計の苦しい現状について説明をさせていただいた。今後も創意工夫しながら、事業が進展するよう努めていきたいとの答弁がありました。

このほかにも質疑が行われておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

陳情第6号、防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請についてであります。陳情項目は3つであります。

1つ目は、地域間格差のない公共事業を推進し、住民の安全・安心な生活を確保するため、防災・生活関連施設整備、維持管理は国が責任を持って行うこととあります。

陳情で指摘しておりますように、地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめでは、地方移譲の財源について具体的な方策は示さず、今後の地方税財政全体の改革論議の中で、検討していくとしているだけであります。十分な財源保障のない地方移譲になる可能性があり、不十分な移譲では地方の財政力によって格差が生まれることは必定であります。

2つ目は、一般国道8号、18号の維持管理、関川、姫川を良好な状態に維持管理するため、高田河川国道事務所及び出先機関の各出張所を存続することとあります。

当地域が災害の多い地域であること。7・11水害、中越地震、中越沖地震後の状況を見れば、必要なことと考えます。

3つ目は、良好な公共施設の建設及び維持管理を行うためにも、建設労働者の労働賃金を確保するため、公契約法を制定することとあります。過度な競争により施設の質、働く労働者の賃金等の確保が難しい状況が出てきているのではないかと思います。積極的に取り組むべきと考えます。

以上、述べました点から、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第148号、平成19年度糸魚川市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第149号、平成19年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第150号、平成19年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第152号、平成19年度糸魚川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第153号、平成19年度糸魚川市ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第162号、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについてを採決い

たします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第168号、平成20年度糸魚川市公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第169号、平成20年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第6号、防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請についてを採決いたします。

本陳情に対する採決は起立により行います。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 6 . 議案第 1 4 3 号から同第 1 4 6 号まで、議案第 1 5 9 号、  
議案第 1 6 4 号及び同第 1 6 5 号、陳情第 1 0 号、発議第 9 号及び同第 1 0 号

議長（五十嵐健一郎君）

次に、日程第 6、議案第 1 4 3 号から同第 1 4 6 号まで、議案第 1 5 9 号、議案第 1 6 4 号及び同第 1 6 5 号、陳情第 1 0 号、発議第 9 号及び同第 1 0 号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第 9 号及び同第 1 0 号の説明を求めます。

齊藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤委員長。〔 1 6 番 齊藤伸一君登壇 〕

1 6 番（齊藤伸一君）

本定例会初日に、文教民生常任委員会に付託されました案件は、議案第 1 4 3 号から同第 1 4 6 号まで、議案第 1 5 9 号、議案第 1 6 4 号及び同第 1 6 5 号、陳情第 1 0 号の 8 件であります。

去る 9 月 1 6 日と 1 7 日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり議案については原案可決、及び認定、陳情第 1 0 号につきましては採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第 1 4 3 号から同第 1 4 6 号までの特別会計の決算認定については、異議なく認定。

議案第 1 5 9 号の一部改正条例の制定、議案第 1 6 4 号及び同第 1 6 5 号の補正予算については、異議なく原案可決しております。

陳情第 1 0 号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情につきましては、異議なく採択いたしております。

これにより本陳情は、意見書提出を願意としていることから、発議第 9 号及び同第 1 0 号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第 9 号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

今日、全国では約 3 割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っております。

しかし、私立高校における学費（初年度納入金）は全国平均で 6 9 万円と公立の 6 倍にも達するとともに、専任教員の数は公立基準の約 7 割の水準にとどまっており、学費と教育条件において公立高校との格差が生じています。こうした格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約 3 分の 1 にとどまっていることにあります。

憲法および教育基本法は「教育の機会均等」をうたい、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけています。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わざるをえません。

以上より、政府ならびに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいつそう努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長及び参議院議長へ意見書を提出します。

次に、発議第10号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

新潟県の私立高校は建学の精神に立脚しつつ自主的かつ特色ある教育をおこないながら、公教育の重要な一翼を担っております。

しかし、公教育でありながら新潟県内私立高校の学費（初年度納入金）は平均で51.7万円、公立との格差は4.1倍となっています。また、専任教員の数も公立基準の約8割の水準にとどまっており、学費と教育条件において公立高校との格差が生じています。

こうした格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1に低く抑えられていることにあります。

憲法および教育基本法は「教育の機会均等」をうたい、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけています。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わざるをえません。

よって、新潟県におかれましては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいつそう努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により新潟県知事へ意見書を提出します。

以上で文教民生常任委員会報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第9号及び同第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第143号、平成19年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第144号、平成19年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第145号、平成19年度糸魚川市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第146号、平成19年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第159号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第164号、平成20年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第165号、平成20年度糸魚川市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第9号及び同第10号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第9号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第10号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第10号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第7．議案第163号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第163号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第163号、平成20年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務財政常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る9月18日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課関係では、委員より、燃料費は乱高下が激しいため、今後の推移を見て年度末で調整した方がよいと思うが、その都度、補正対応するののかとの質問に対し、もう少し状況を見て対応したいと考えていたが、車両系で額がかさむことから補正で対応した。どこかの時点で、全体を見て調整したいと思っているとの答弁でした。

小型除雪機を購入貸与後の利用制約はあるかとの問いには、個人的箇所の除雪にかかる燃料費は地元負担であるが、修繕、オペレーター及び相手に危害を加えたときの保険などは、基本的に市が対応している。中山間地の人たちに、できるだけ喜んで使ってもらえるような制度に努めているとのことでした。

消防本部関係では、救急業務高度化整備事業について、国の補助金不採択であるということであるが、合併特例債は認めるということかとの質問には、高規格救急車については過疎債を充当する。後方支援車については合併特例債である。合併特例債は、新市建設計画の位置づけがないものについては対象とならないが、後方支援車は位置づけすることができるということで充当するとの答弁でした。

このほかにも質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました議案第163号、平成20年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）の関係部分について、去る9月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告申し上げます。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工観光課関係では、地域総合整備資金貸付金について、清鋼材株式会社の工場増設ということだが、トータルで何人雇用して、増設の目的は何かとの問いに対し、雇用の面では93名で、増設の目的については、建設機械の部品をつくっているが、その部品の組み立ての部分まで対応していきたいという流れの中で、仕事がふえてきているということで、増設を計画されたと聞いているとの答弁がありました。

農林水産課関係では、新潟米ブランド強化対策事業補助金について、ポスターなどを作成することだが184万円は大きいと感じる。どのようにPRするのかとの問いに、実際はJAで活動する要素が多いが、その中で食味の啓発とか多面的に活動がわたって、糸魚川産のブランドイメージをもう少し全面に出して、食味では全国に劣らないというところを強く出していきたい。確かにポスターとかチラシだけでは、そこには及ばないと思うので、そこに付随するお米のパッケージなども少し考えていきたいというふうに聞いているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑がございましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第163号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）につきまして、当文教民生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る9月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

健康増進課関係で、4款1項5目の医師養成資金貸付金の1名分の増額について、委員より、応募し、該当になった2名についての概略はとの問いに、県外の男性2名で、年齢は29歳と27歳である。大学名については、大分大学医学部3年生と藤田保健衛生大学医学部1年生である。また、今後の取り組みについては、今年度はこれで終了とし、来年度以降については、新たに募集していきたいとの答弁がなされております。

教育委員会関係では、10款1項1目の4次元シアター委託料では、委員より、詳細な説明が求められたことに対して、4次元シアターは、国立天文台と京都大学が開発した4次元デジタルビューワーのことで、世界で唯一、京都大学総合博物館でしか見ることのできないものである。

このほど国内で初めて貸し出しが認められたことから科学の祭典で公開し、身近な地球から宇宙の果てまで、最新科学データに基づき、ゴーグルを着装し臨場感あふれる立体ムービーを提供するものである。公開期間は11月29日、30日で、会場は、きらら青海の講座室を考えているとの説明がありました。

10款4項3目、学校給食センター改築工事費において、渡り廊下を増設して給食センターを能生中学校の附属施設として一体化しなければ、建築確認申請の許可がおりないことについて、当初

の設計段階で把握ができなかったのかとの質問に、担当課長より陳謝の後、給食センターが50平方メートルを超えると工場の扱いになるということは、設計事務所及び技術サイドで認識がなく、規則、要綱等のどこを見ても発見できなかった。ただ、一体不可分の施設であれば、学校の中にある給食室という扱いで同等の扱いができるということなので、渡り廊下でつないで一体の建物として、建築確認申請をクリアしていきたいとの答弁があり、増設や新設時は設計の段階より調査をしっかりと行い、今後このようなことが起こらないようにすべきとの意見がなされております。

その他、若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はなく可決しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第163号、平成20年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第161号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第161号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第161号は財産の取得についてでありまして、救急業務の高度化と救急救命活動の向上を図るため、消防早川分遣所の救急車1台を高規格救急車に更新、取得いたしたいものであります。

取得予定価格は1,995万円で、契約の相手方は新潟トヨタ自動車株式会社系魚川店であります。

詳細につきましては、この後、所管の課長から説明をいたします。

以上であります、よろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

議案第161号、財産の取得についてご説明申し上げます。

取得品目は、早川分遣所配備の高規格救急車1台であります。

現有の早川救急1号車が取得から8年経過し、走行距離も12万キロを超え経年劣化したことから、救急業務の高度化に対応できる高規格救急車に更新するものであります。

規格、装備等の概要につきましては、本日配付しました議案参考資料のとおりでして、納期は、平成21年3月31日であります。

契約の方法は、糸魚川市内に本社、本店、営業所等を有する地域要件を付しました、条件付一般競争入札であり、9月8日公告し、入札参加業者3社によりまして、9月18日、入札を執行しました。

予定価格は消費税抜きで2,000万円、落札価格は消費税抜きで1,900万円、落札率は95%でありました。

なお、今回の入札の経過につきましては、当初、8月8日入札予定で、7月22日に公告しましたが、応募が1社ということで競争性が確保できないということから、入札は取りやめとなりました。また、参加資格業者を車両のほか消防機器まで拡大しまして、8月18日、再公告の上、入札参加業者5社によりまして、8月29日、入札を執行しましたが、入札価格が予定価格に達しないため不調となりました。そのため附属品の一部を精査をしまして、今回の入札をしたものであります。

このような経過がございまして、本日、最終日提案となりましたので、よろしく願ひたいと思ひます。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

ただいま提案されました161号の高規格救急車の件ですが、そのものは私は全く異議がないわけございまして、ただ、たしかことしの3月の予算審査特別委員会の質疑の中で、2,100万円の当初予算を計上して早川分遣所に配置したいと、こういうご答弁がありました。私も地元の者ですから大変ありがたいことだと、一日も早く、こういう気持ちであったわけです。

お聞きすると、早川分遣所の場合は、本部が姫川のあちらへ行った経緯もあるのかもしれませんが、従前は上へ上がるケースが非常に多かったんですが、結構、下の方の梶屋敷、浦本、大

和川等へ出動しておると。お聞きすると、年間250回を超える出動があるというふうにお聞きしております。その上に、これは私、気がつかなかったんですが、どうも議員、最近あそこから救急車が出て、結構、追っかけてまた救急車が2台のぼると。これどういうことなんか、私、ちょっとわからなかった。そうしましたらお聞きしますと、いわゆる今あるのは普通の救急車のために、やはり高規格救急車が必要だという連絡を受けて、本部等から追っかけて出動しとると、こういうことだということ。なるほど、それはそうだな。

そういうことからして、一日も早くという気持ちがあったんで、私は甘かったんですけども、補正予算で計上したんならともかく、当初予算で2,100万円計上したんだから、6月議会の最終日には議決してもらうぐらいのテンポで、この作業が進むものと思っただけけれども、所管の委員会で何かご説明があったかと思いますが、それが終わって、しかもまた入札が不調に終わってこうなった。しかも、これに書いてありますように、私は数年前にもちょっとお聞きしたんですが、これは装備品を議決してから充填するっていうことで半年かかるんだらうけども、物すごくかかるんですよ。

本日、幸いに皆さんから議決していただいても半年後。先ほども申し上げましたように、1年間で250件を超える出動があるということになりますと、単純計算すると120～130回の出動者が旧の車両で移動せざるを得ない。もしこの間に救急車が、議決してあした入るということは、これはもうともかくとして、冬を前の11月中旬とか、あるいは1月に納期が設定できるのだったら、助かったということが起きないとはだれも保障できないと思うんですよ。そういうようなことを考えて、どうして当初予算に計上しながら、この9月の最終日に議決を求めざるを得ない状況になったのか。この辺を、やっぱりよく説明していただきたいと。これは所管の委員会であったかと思いますが、ぜひひとつお願いしたいと、こういうことです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

ご質問のこのたびの発注業務の遅れの件について、そこに入ります前に、冒頭、議員の方からご質問がありました、早川救急で救急車が2台続けて行くという事案のことから、入らせていただきたいんですが、救急車の仕様が足りないものだから、本部から2台行くということではなくて、先ほどの決算審査の委員長報告にもありましたように、救急業務に課せられている中で、非常に高度な医療業務を担うのが期待されております。

特に心肺停止状態になったときに、薬剤投与、気管挿管等する場合には、糸魚川病院、あるいは県立中央病院のお医者さんとコンタクトをとりながら、どこまで医療行為ができるかという形の中で連絡をとりながら現場で措置をすると、こういう事案があるわけでございますから、そのときに救急救命士の資格を有していない者が搭乗しとった場合には、それができないというようなことから、今ほど畑野議員が冒頭おっしゃられましたように、早川救急が出るのに、追っかけて糸魚川救急が行くのはなんでかということにつきましては、たまさかいわゆる救急救命士の資格を有する者がいない当番日のときに、本部から応援に駆けつけるという事案であることだけは、ご承知おきいただきたいと思っております。

そこで今回の発注の時期でございますが、先ほど総財の委員長さん報告にもありましたように、今回、財源の変更予算をさせていただきました。当初は、この高規格救急車につきましても、大災害時におけるところの全国の緊急消防援助隊というところに登録いたしておりまして、その登録されておる救急車両が国庫補助の対象になるということから、今回の早川消防の救急につきましても国庫補助の対象にするべく、予算をお認めいただいた後、今年度当初から国の方へ精力的に、今まで糸魚川救急も青海救急も補助をいただいたもんですから、補助をいただけるように取り組みをしてきたところでございますが、残念な結果といたしました中で、今回は結果論としては補助採択にならなかった。

このようなことから、当初、県を通じまして国への要望活動等に、すぐ4月以降も発注できなかったという内部事情があるわけでございますので、その辺はご理解いただきたい。結果論としては、起債になってしまったんではないかと考えているんですが、少しでも有利な財源確保のために遅くなった。

ただ、やはり仕様の中でも、緊急援助隊仕様でないにだめということがあるものでございますから、やはり仕様の中で、国、県と調整する中で、少し手戻ったくらいはあるわけでございますので、これは十分反省していきたくて思っています。

また納期につきましても、契約上は3月31日になっておりますが、精力的に納入業者さんの方と、調整が非常に実は何回も細かなのがあるわけでございますので、その調整を非常に急ぐ中で、なるべくなら早い段階でしていきたいと、こういうことでございます。

ただ、ご心配のように、救急車の納入が遅れたことによって、助かる命が助からなくなるようなことに万全な配慮していきたいし、また、救急救命士の育成、またことしも新人が入ってるわけでございますのでより努めた中で、そういうふうに対応してまいりたいと、かように考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

前段の件で、救急救命士は早川分遣所には、常時3名配置の職員体制というふうにお聞きしてるんですが、今ちょっと、今年度というか、そういう状況でないということになるんですか。3名おられても、救急救命士が勤務の関係で欠番になることが、しょっちゅうあるということなんですか。その辺ちょっと、3名おれば3日に1回だから欠になるなんていうのは、冠婚葬祭なんかで突然休んだ場合は、これはまあ別ですけどね、そんなにないんじゃないかなと思うんですが、その辺、もう1回ひとつお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えします。言葉足らずで恐縮でした。

人数的には配置しておるんでございますが、救急救命士も非常に今は高度化しておりまして、九

州に1カ月半だとか、あるいは研修とかという形の中でとられるものでございますから、今、救急車は5台あるんですけども、常時、救急救命士が乗せられるという状況じゃないと。その間にお尋ねのような年休とか形もあるものでございますから、その都度、乗れない状況がある。あるいは、またその事案によって、さらに同じ救命士の中でも高度な知識を持っている者を必要とする場合もあるということでございますので、事情をご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

もう3回ですから、これでやめますが、その辺については専門家ですから、私はこれ以上のことは申し上げません。

それで今度は2番目の問題、これは財源の問題というのも、これまた大事だと思います。ただ一方、救急車という1つの対象物からした場合、それがために4カ月、半年遅れる、そのために貴重な命がもし落とすというようなことがあった場合、いかなもんかという気持ちもないわけでないんで、それはいろいろ論ずるところの考え方の違いですから、私、申し上げません。

要は最後、消防長からお話ございましたように、一応書面上は3月末の納期になっておりますけれども、議決していただいたならば、できるだけ完全な落ち度のない装備にさせていただきながら、かつ一日も早く配置して、市民のまさに安心・安全の確保のためにご努力していただきたいと。

3回目はお願ひでございます。

以上で終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第161号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第9．発議第11号及び同第12号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、発議第11号及び同第12号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

発議についてご説明申し上げます。

発議第11号、12号とも同一案件となっておりますので、一括してご説明を申し上げます。

両発議とも願意は、意見書提出ということでございますので、意見書案を朗読して、説明にかえさせていただきます。

発議第11号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、わが国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対しても食糧の供給や水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的な機能を担っている。

過疎地域は、国民共有の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と、豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水

産大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長様に提出する。

続きまして、発議第12号、道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書。

道路は、都市、地方を問わず、社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備は地域活力の向上と安全・安心の暮らしを守り、災害に強い国土づくりを推進するうえで欠くことのできない極めて重要な社会基盤である。

特に先般発生した岩手・宮城内陸地震による道路の被害により中山間地域で多数の集落が孤立したことは、中越大震災や中越沖地震などの大災害を経験し、県土の7割以上の中山間地を抱える本県において、多くの県民が現地の惨状を深く思いやるとともに、改めて道路の必要性和重要性を痛感したところである。

また、本県においては、いまだに高規格幹線道路のネットワークが未完成であり、一般道路においても車同士のすれ違いが困難な箇所や、通学路において歩道が未整備な箇所、さらに豪雪ともなれば通行止めを強いられる箇所などが多く存在し、県民の「命と暮らしを守る道路」の整備にほど遠い状況にある。

こうしたなか、昨年からの道路特定財源の問題では4月30日と5月13日の道路特定財源関連法案再可決により、地方における今年度予算に対する影響は最小限にとどまることとなったが、政府の閣議決定においては、道路特定財源を平成21年度から一般財源化することとされた。

本市では、極めて厳しい財政状況のもと、道路整備の必要性から道路予算に一般財源や借入金を充当している状況である。

よって、国会並びに政府におかれては、下記事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

#### 記

- 1 道路整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修に支障が生じないよう地方の道路予算をこれまで以上に確保すること。
- 2 一般財源化の制度設計に当たっては、地方による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに地方の意見を十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長様に提出する。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第 1 1 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第 1 2 号、道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

#### 日程第 1 0 . 閉会中の継続審査及び調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 1 0、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 1 0 4 条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成20年第3回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月1日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただいたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に当面する事項4点につきまして、ご報告させていただきます。

最初に、学校等の給食における安全確保についてご報告申し上げます。

既に報道されておりますとおり、事故米穀が原料に含まれていた可能性のある、でんぷんやメラミンが検出された中国メーカーの牛乳を使用した加工食品について、現在、製造業者による自主回収が行われております。

市では、市内の幼稚園、保育所、小中学校の給食における自主回収対象商品の使用について、平成15年度までにさかのぼりまして調査を行いました。

その結果、幼稚園、保育所では使用しておりませんでした。小中学校では能生給食センター分も含め、小学校13校、中学校3校で、島田化学工業株式会社が販売した事故米穀が原料に含まれていた可能性のある、すぐる食品株式会社製造の加工食品3種類を使用していたことが判明いたしました。

昨日、県へ報告し、本日、学校を通じて全保護者へ説明と、おわびの文書を配布するよう指示いたしましたところであります。

現在も国において事件の全容を調査中であり、さらに対象商品がふえることも想定されますので、市内の関係施設も含め、今後も情報収集に努めるとともに適切な対応を図り、学校給食等の安全性確保に一層の注意を払ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目に、情報基盤整備についてご報告申し上げます。

今定例会初日の行政報告において、上越ケーブルビジョン株式会社により、当初見込んでいた国庫補助がNTTのBフレッツ整備区域では認められないことから、一部公設となる変更協議があり、いましばらく時間をいただき、調整する旨を報告させていただきました。

その後、JCVと協議の結果、市が地域公共ネットワークを整備することと、加入率60パーセント以上の確保を条件に、全域、民設民営で実施することになりました。

またJCVからは、ケーブルテレビ整備については、平成22年度の単年度整備とする提示がありましたので、市といたしましては、平成21年度に地域公共ネットワークを整備することといたしております。

詳細については、本日、本会議終了後、地域情報化調査推進特別委員会で説明をし、審議の上、整備を進めてまいりたいと考えております。

3点目に、糸魚川総合病院ヘリポートの運用開始についてご報告申し上げます。

当地域の災害拠点病院であります糸魚川総合病院の隣接地にヘリポートを設置し、平成20年10月1日から運用を開始する予定であります。

設置場所は、糸魚川市浄化センター敷地内の緑地帯で、通常は公園として市内の皆様には開放しているところであり、緊急時のみヘリポートとして使用するものであります。

ヘリポートの設置により、ヘリコプターによる転院搬送や災害時における傷病者の搬送等が迅速に行うことができ、市民の安全・安心につながるものと期待いたしております。

最後に、衆議院選挙の対応についてご報告申し上げます。

昨日、麻生新内閣が発足いたしました。近々の衆議院の解散、総選挙との報道がなされております。選挙が実施される場合は、選挙事務経費など緊急対応が必要なことから、専決予算で対応させていただきたいと考えております。

以上、当面いたしております事項4点についてご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成20年12月市議会定例会の招集日を12月1日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

議長(五十嵐健一郎君)

これをもちまして、平成20年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後0時07分 閉会

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+